

2 住民税の計算は

住民税は、令和7年1月1日～令和7年12月31日の所得に対して、令和8年度に課税されます。
一般的な計算方法は、次のとおりです。

各所得の合計額－所得控除額の合計額	=課税標準額(A)
課税標準額(A)×税率(10%)	=住民税算出所得割額(B)
住民税算出所得割額(B)－*人的調整控除額	=住民税所得割額(C)
住民税所得割額(C)+住民税均等割額	=住民税額(年税額)

所得割の税率は、10%(特別区民税6%、都民税4%)です。

住民税の具体的な計算方法については、25頁に示しました。

*人的調整控除額とは

住民税と所得税の人的控除差について(調整控除)

住民税と所得税では、扶養控除や配偶者控除などの人的控除額に差があるため、同じ収入金額でも、住民税の課税所得は所得税よりも多くなっています。このため、平成19年度に実施された税源移譲により、住民税の税率を5%から10%に引き上げた場合、所得税の税率を引き下げただけでは税負担が増えてしまうことになるので、税負担が増えないような調整措置(調整控除)が住民税に設けられています。

調整控除額の計算方法

課税所得 金額	200万円 以下	次の①、②のいずれか小さい額の5% ① 人的控除額の差の合計額 ② 住民税の課税所得額
	200万円超 2,500万円 以下	次の③、④のいずれか大きい額の5% ③ 人的控除額の差の合計額－(課税所得額－200万円) ④ 5万円
	2,500万円 超	適用なし

住民税と所得税の人的控除額の例

	住民税	所得税	控除額の差
配偶者控除	33万円	38万円	5万円
	22万円	26万円	4万円
	11万円	13万円	2万円
扶養控除	33万円	38万円	5万円
特定扶養控除	45万円	63万円	18万円

◆税金が他の区より高いのでは？

Q:中野区は他の区より住民税が高い
のではないですか？



A:中野区の住民税が他の区より高い
ということはありません。

住民税は、前年の所得に応じて負担する所得割額と、すべての納税者が均等に負担する均等割額の合計額です。

所得割額、均等割額ともに**全国共通**
(標準税率)です。

※「中野区に引っ越して来たら税金が高くなった」とのお問い合わせが時々ありますが、こうした場合は、前々年に比べ前年の所得が増えたケースや、学生だったお子さんが就職して扶養からはずれた、医療費がかからなくなったなどにより控除額が少なくなったことによるケースが多いようです。



(1) 所得の種類

所得とは、収入金額から必要経費を差し引いた残額をいいます。税法上、所得は次の10種類あります。

所得の種類		所得金額の算出方法															
1	給与所得 給与、賃金など	給与収入－給与所得控除額（別表1） ※令和8年度から給与所得控除の最低保障額が55万円から65万円に引き上げられることとなりました。															
2	事業所得 事業をしている場合に生じる所得 （営業等所得・農業所得）	収入金額－必要経費															
3	利子所得 公債、預貯金などの利子	利子所得の金額															
4	配当所得 株式や出資の配当など	収入金額－負債利子															
5	不動産所得 地代、家賃など	収入金額－必要経費															
6	譲渡所得* 土地、建物、株など資産の譲渡による所得	収入金額－資産の取得価格などの経費－特別控除額															
7	一時所得 生命保険の満期受取金、懸賞当選金	収入金額－必要経費－特別控除（限度額50万円）															
8	退職所得 退職金	$(収入金額 - 退職所得控除額) \times 1/2$ ※ ※1/2適用の有無は以下のとおり <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>退職所得控除後の金額</th> <th>勤続年数5年以下</th> <th>勤続年数5年超</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">従業員</td> <td>300万円以下</td> <td colspan="2">1/2適用あり</td> </tr> <tr> <td>300万円超</td> <td>1/2適用なし</td> <td>1/2適用あり</td> </tr> <tr> <td>法人役員等</td> <td>金額制限なし</td> <td>1/2適用なし</td> <td>1/2適用あり</td> </tr> </tbody> </table>		退職所得控除後の金額	勤続年数5年以下	勤続年数5年超	従業員	300万円以下	1/2適用あり		300万円超	1/2適用なし	1/2適用あり	法人役員等	金額制限なし	1/2適用なし	1/2適用あり
	退職所得控除後の金額	勤続年数5年以下	勤続年数5年超														
従業員	300万円以下	1/2適用あり															
	300万円超	1/2適用なし	1/2適用あり														
法人役員等	金額制限なし	1/2適用なし	1/2適用あり														
9	山林所得 山林を伐採、または立木のまま譲渡したことによる所得	収入金額－必要経費－特別控除（限度額50万円）															
10	雑所得 公的年金、私的年金、1から9のいずれにも該当しない所得	①公的年金等収入－公的年金等控除額（別表2） ②①を除く雑所得の収入金額－必要経費															

* 土地、建物などの不動産の譲渡は、他の所得と区分し、特別の税率を適用して税額を計算します。（分離課税）

別表1

給与収入から給与所得への換算表

給与収入(A)	給与所得	
650,999円以下	0円	
651,000円～1,899,999円	(A)－650,000円	
1,900,000円～3,599,999円	(A)×70%－80,000円	※4,000円 単位で端数を 切り捨て。
3,600,000円～6,599,999円	(A)×80%－440,000円	
6,600,000円～8,499,999円	(A)×90%－1,100,000円	
8,500,000円以上	(A)－1,950,000円	

所得金額調整控除について

給与等の収入が850万円を超えて、次の(1)～(3)のいずれかの要件を満たす場合は次の所得金額調整控除を給与所得の金額から差し引きます。

- (1) 納税義務者が特別障害者に該当する。
- (2) 22歳以下の扶養親族を有する。
- (3) 特別障害者である同一生計配偶者又は扶養親族を有する。

$$\text{所得金額調整控除額} = \{\text{給与の収入金額(上限1,000万円)} - 850\text{万円}\} \times 10\%$$

(例) 給与収入が4,851,736円の場合

- ア 給与収入金額を4,000円で割り、小数点以下を切り捨てる。
 $4,851,736 \div 4,000 = 1,212.⁹³⁴$
- イ 端数整理後の給与収入金額を求める。
 $4,000 \times 1,212 = 4,848,000$
- ウ イで求めた金額を給与収入Aとし、次の計算式で給与所得を算出する。
 $4,848,000 \times 80\% - 440,000 = 3,438,400$

別表2

公的年金等控除額の算出方法は、受給者の年齢が65歳以上、未満で異なり、次の表のとおりになっています。

	公的年金等の収入(A)	公的年金控除後の金額			
		公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額			
		1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超	
65歳以上	3,300,000円以下	A-1,100,000円	A-1,000,000円	A-900,000円	
	3,300,001～ 4,100,000円	A×75%- 275,000円	A×75%- 175,000円	A×75%- 75,000円	
	4,100,001～ 7,700,000円	A×85%- 685,000円	A×85%- 585,000円	A×85%- 485,000円	
	7,700,001～ 10,000,000円	A×95%- 1,455,000円	A×95%- 1,355,000円	A×95%- 1,255,000円	
	10,000,000円超	A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円	
	65歳未満	1,300,000円以下	A-600,000円	A-500,000円	A-400,000円
		1,300,001～ 4,100,000円	A×75%- 275,000円	A×75%- 175,000円	A×75%- 75,000円
4,100,001～ 7,700,000円		A×85%- 685,000円	A×85%- 585,000円	A×85%- 485,000円	
7,700,001円～ 10,000,000円		A×95%- 1,455,000円	A×95%- 1,355,000円	A×95%- 1,255,000円	
10,000,000円超		A-1,955,000円	A-1,855,000円	A-1,755,000円	

※令和8年度課税における65歳以上とは、昭和36年1月1日以前に生まれた方

所得金額調整控除について

給与所得及び公的年金等雑所得があり、その合計金額が10万円を超える場合、所得金額の計算の際に、所得金額調整控除として給与所得の金額から差し引きます。

$$\text{所得金額調整控除額} = \{ \text{給与所得(上限10万円)} + \text{公的年金等雑所得(上限10万円)} \} - 10\text{万円}$$

(2) 所得控除の種類

住民税や所得税のように、個人の所得を課税対象にしている税金には、納税者個々の実情に応じた税負担を求めるために収入金額から必要経費を差し引いた後、さらに一定の金額を控除する「所得控除」の制度があります。

令和8年度から新たに大学生年代の子等に関する所得控除「特定親族特別控除」が創設されました。

	種 類	要 件	控 除 額																								
1	医療費控除	前年中に医療費の支払またはセルフメディケーション税制の対象となる医薬品等の購入があった場合 ※どちらか一方のみ (19頁※1参照)	〈従来の医療費控除〉(実際に負担した医療費－保険等の補填額)－10万円または所得の合計額の5%(所得の合計額が200万円未満の場合)のいずれか少ない額 〈セルフメディケーション税制〉(スイッチOTC医薬品等購入費－保険等の補填額)－1万2千円																								
2	社会保険料控除	前年中に国民健康保険、後期高齢者医療保険、介護保険、国民年金、厚生年金、雇用保険等の保険料を支払った場合	支払った額																								
3	小規模企業共済等掛金控除	前年中に掛金を支払った場合	支払った額																								
4	生命保険料控除	生命保険料控除額は、次の(1)～(3)の控除額の合計額(限度額70,000円) 「新契約」……平成24年1月1日以後に締結した契約 「旧契約」……平成23年12月31日以前に締結した契約																									
		(1) 前年中に一般の生命保険料を支払った場合	ア 新契約に係るもの	控除額の計算方法は、以下の表Aのとおり																							
			イ 旧契約に係るもの	控除額の計算方法は、以下の表Bのとおり																							
			新契約と旧契約の両方ある場合の控除額は、次のいずれかを選択することができます。 ・新契約分の控除額(限度額28,000円) ・旧契約分の控除額(限度額35,000円) ・新契約分の控除額と旧契約分の控除額の合計額(限度額28,000円)																								
		(2) 前年中に介護医療保険料を支払った場合	新契約に係るもの	控除額の計算方法は、以下の表Aのとおり																							
		(3) 前年中に個人年金保険料を支払った場合	ア 新契約に係るもの	控除額の計算方法は、以下の表Aのとおり																							
			イ 旧契約に係るもの	控除額の計算方法は、以下の表Bのとおり																							
			新契約と旧契約の両方ある場合の控除額は、次のいずれかを選択することができます。 ・新契約分の控除額(限度額28,000円) ・旧契約分の控除額(限度額35,000円) ・新契約分の控除額と旧契約分の控除額の合計額(限度額28,000円)																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">表A 新契約に係る控除額</th> <th colspan="2">表B 旧契約に係る控除額</th> </tr> <tr> <th>保険料支払額(a)</th> <th>控除額</th> <th>保険料支払額(b)</th> <th>控除額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12,000円以下</td> <td>(a)の全額</td> <td>15,000円以下</td> <td>(b)の全額</td> </tr> <tr> <td>12,001円 ～32,000円</td> <td>(a)×1/2 +6,000円</td> <td>15,001円 ～40,000円</td> <td>(b)×1/2 +7,500円</td> </tr> <tr> <td>32,001円 ～56,000円</td> <td>(a)×1/4 +14,000円</td> <td>40,001円 ～70,000円</td> <td>(b)×1/4 +17,500円</td> </tr> <tr> <td>56,001円以上</td> <td>28,000円</td> <td>70,001円以上</td> <td>35,000円</td> </tr> </tbody> </table>		表A 新契約に係る控除額		表B 旧契約に係る控除額		保険料支払額(a)	控除額	保険料支払額(b)	控除額	12,000円以下	(a)の全額	15,000円以下	(b)の全額	12,001円 ～32,000円	(a)×1/2 +6,000円	15,001円 ～40,000円	(b)×1/2 +7,500円	32,001円 ～56,000円	(a)×1/4 +14,000円	40,001円 ～70,000円	(b)×1/4 +17,500円	56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円
		表A 新契約に係る控除額		表B 旧契約に係る控除額																							
保険料支払額(a)	控除額	保険料支払額(b)	控除額																								
12,000円以下	(a)の全額	15,000円以下	(b)の全額																								
12,001円 ～32,000円	(a)×1/2 +6,000円	15,001円 ～40,000円	(b)×1/2 +7,500円																								
32,001円 ～56,000円	(a)×1/4 +14,000円	40,001円 ～70,000円	(b)×1/4 +17,500円																								
56,001円以上	28,000円	70,001円以上	35,000円																								
5	地震保険料控除	前年中に支払った地震保険料の1/2(限度額25,000円) 前年中に支払った旧長期損害保険料の額(支払った額が5,001円以上の場合は、支払った額×1/2+2,500円。限度額10,000円)																									
		上記の両方ある場合は、合わせて25,000円を限度とします。																									

	種 類	要 件	控 除 額			
6	配 偶 者 控 除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の前年中の合計所得金額が58万円以下の場合	本人の合計所得金額	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者(70歳以上)	
			900万円まで	33万円	38万円	
			900万円超～950万円	22万円	26万円	
			950万円超～1,000万円	11万円	13万円	
7	配 偶 者 特 別 控 除	本人の前年中の合計所得金額が1,000万円以下で、配偶者の前年中の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の場合	配偶者の合計所得金額	本人(納税義務者)の合計所得金額		
				900万円まで	900万円超～950万円	950万円超～1,000万円
			58万円超～100万円	33万円	22万円	11万円
			100万円超～105万円	31万円	21万円	11万円
			105万円超～110万円	26万円	18万円	9万円
			110万円超～115万円	21万円	14万円	7万円
			115万円超～120万円	16万円	11万円	6万円
			120万円超～125万円	11万円	8万円	4万円
			125万円超～130万円	6万円	4万円	2万円
			130万円超～133万円	3万円	2万円	1万円
8	扶 養 控 除	納税者と生計を一にする16歳以上の親族で、前年中の合計所得金額が58万円以下(給与収入だけなら給与収入123万円まで)の方を扶養している場合に控除できます。国外居住親族の扶養控除対象の条件は20頁※2のとおりです。	一般扶養		33万円	
			老人扶養(70歳以上)		38万円	
			同居老親等(70歳以上の同居の直系尊属)		45万円	
			特定扶養(19歳以上23歳未満)		45万円	
9	特 定 親 族 特 別 控 除	納税義務者と生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等(その納税義務者の配偶者及び青色事業専従者等を除く。前年中の合計所得金額が58万円超123万円以下の者。以下「特定親族」といいます。)の方がいる場合に、特定親族1人につき控除できます。	特定親族の合計所得金額	住民税の特定親族特別控除額	(参考)所得税の特定親族特別控除額	
			58万円超～85万円	45万円	63万円	
			85万円超～90万円	45万円	61万円	
			90万円超～95万円	45万円	51万円	
			95万円超～100万円	41万円	41万円	
			100万円超～105万円	31万円	31万円	
			105万円超～110万円	21万円	21万円	
			110万円超～115万円	11万円	11万円	
			115万円超～120万円	6万円	6万円	
120万円超～123万円	3万円	3万円				
10	障 害 者 控 除	本人や、扶養されている方(配偶者・親族)に障害のある場合(16歳未満の扶養親族を含む。)	特別障害者		30万円	
			同居特別障害者		53万円	
			その他障害者		26万円	

種 類		要 件		控 除 額				
11 12	寡 婦 控 除 ひとり親控除	本人の合計所得金額		500万円以下(500万円超は適用対象外)				
		配偶者関係		死別	離別	未婚のひとり親		
		本人が女性	扶養親族あり	子あり	30万円 (ひとり親控除)	30万円 (ひとり親控除)	30万円 (ひとり親控除)	
				子以外	26万円 (寡婦控除)	26万円 (寡婦控除)	—	
			扶養親族なし		26万円 (寡婦控除)	—	—	
		本人が男性	扶養親族あり	子あり	30万円 (ひとり親控除)	30万円 (ひとり親控除)	30万円 (ひとり親控除)	
				子以外	—	—	—	
			扶養親族なし		—	—	—	
		※()内は適用控除の種類 ※住民票の続柄に「夫(未届)」「妻(未届)」の記載のある方は対象外となります。						
		13	勤 労 学 生 控 除	学生、生徒等で、年間所得が85万円以下(利子・配当・不動産所得は10万円以下)の場合		26万円		
		14	雑 損 控 除	前年中に災害・盗難などにより、資産に損失を受けた場合(損失の金額-保険などで補填された金額=A)		次のア、イのいずれか多い方の金額 ア A-所得金額の10分の1 イ Aのうち災害関連支出の金額-5万円		
15	基 礎 控 除	合計所得金額が2,400万円以下		43万円				
		合計所得金額が2,400万円超 2,450万円以下		29万円				
		合計所得金額が2,450万円超 2,500万円以下		15万円				
		合計所得金額が2,500万円超		0円				